

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 計量器定期検査の実施
- 土地改良区の解散
- 土地改良区の定款変更の認可
- ” 牛その他の物品の移入禁止区域の指定解除
- ” みつばちの移入禁止区域の指定解除
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 建設業者の更新登録
- ◇雑報 食糧事務所出張所の位置変更

## 規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「百五十、百五十二、百五十六、百五十八、」を「百五十一、百五十三、百五十七、百五十九、」に改める。

別表中七十九を八十とし、以下一ずつ繰り下げ、七十の次に次の一を加える。

七十九 動物の飼養又は收容の許可申請手数料

七百円

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
十一月三十日 午前十時から午後三時まで	米子市 住吉地区	米子市役所 住吉連絡所
十二月一日	加茂地区	加茂
二日	福米地区	福米
三日午前九時から正午まで 午後一時から四時まで	福生地区	福生 温泉クラブ
四日午前十時から午後三時まで	車尾地区	米子市役所 車尾
七日	敵地区	敵出張所
八日	春日地区	春日

九日	五千石地区	五千石
十日	尙徳地区	尙徳
十一日	成実地区	成実

鳥取県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定に基く総会の議決による小鴨土地改良区の解散を昭和三十四年十一月二十日認可した。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大頼土地改良区の定款変更は、昭和三十四年十一月二十日認可した。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、羽合土地改良区の定款変更は、昭和三十四年十一月二十日認可した。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十三号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百三十四号による牛その他の物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十四年十一月二十四日限り解除する。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十四号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十四号による牛その他の物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十四年十一月二十四日限り解除する。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十五号

昭和三十四年六月鳥取県告示第三百六十四号によるみづばちについての移入禁止区域の指定は、昭和三十四年十一月二十四日限り解除する。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、北条砂丘土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨、届出があつた。

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名氏及び住所

理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神



雑報

昭和三十四年十一月二十四日

鳥取食糧事務所長 戸谷 幸男

出張所の位置並に名称変更について

一 位置

旧 西伯郡名和町豊成一六一番地

新 " 中山町塩津字五輪田九四二番地の四

二 名称

旧 名和出張所(米子支所管内)

新 中山出張所( " )

三 変更年月日

昭和三十四年十一月六日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町